政　令

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十五号

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「単身赴任手当」の下に「、同法第十二条の三第一項の在宅勤務等手当」を加え、同条第五項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第二条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、同法第十二条の三第一項の在宅勤務等手当」を加え、同条第五項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十六号

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百十条第一項第五号及び第百八十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の二号を加える。

六　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第八条第二項の規定により同法第二条第三項に規定する金融機関が行うことができる事務に係る業務

七　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十二条第三項の規定により同法第二条第一項に規定する金融機関が行うことができる業務

第二十二条第一項第一号中「命令」を「求め」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十七号

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十八号

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十七号ヌ中「である同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者」を削る。

附　則

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄